

「滋賀県行政経営方針2019」実施計画の取組状況（令和2年度）一覧

区分	1	2	3	4	5
(数値目標あり)	未着手	50%未満	50%以上～ 100%未満	100%	100%超
(数値目標なし)		目標半ば未 満の進捗	目標半ば以 上の進捗	目標どおり 進捗	目標を超える 進捗

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	①組織の基 盤となる多様 な人材の確 保	(ア)採用活動の強化 a 競争試験全体において平成30年度を上回る受験者数の確保	(ア)採用活動の強化 a 競争試験全体において平成30年度を上回る受験者数の確保	行政(アピール試験型)について、新型コロナウイルス感染症対策のため別日程で実施したことにより受験者数が増加した。一方、技術系職種を受験者は横ばいまたは減少傾向にある。次年度に向けてより多くの受験者数を確保できるよう、効果的な採用活動を展開するとともに、情報発信の強化に努める。	令和2年度の目標である、前年度を上回る受験者数を確保することができた。	目標(令和4年度)と同じ。	4
			a 大学等での採用説明会や各種セミナーの開催およびリクレーター制度の活用 b インターンシップ制度の充実 c インターネットを活用した情報発信	b インターンシップ実習生における採用試験受験者数の割合 40%	①については、目標を達成。 ②については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、今年度はインターンシップ実習を中止したため、目標の達成は困難な状況。	①45.5% ②0名(実習中止のため)	①令和2年度インターンシップ実習を中止したため、令和3年度採用試験受験者割合についての目標は設定困難。 ②45名以上の学生の受入れを行う。	5
			c 滋賀県職員採用ポータルサイト年間閲覧者数を平成30年度比で10%向上	平成30年度比で累積閲覧数が39%向上したが、週によっては平成30年度比70%程度の場合もあり、平均して閲覧されるようさらなる情報発信の強化に努める。	平成30年度比で39%向上しており、目標値を達成することができた。	目標(令和4年度)と同じ。	5	
			(イ)試験制度の見直し	(イ)競争試験全体において平成30年度を上回る受験者数の確保	行政(アピール試験型)について、新型コロナウイルス感染症対策のため別日程で実施したことにより受験者数が増加した。一方、技術系職種を受験者は横ばいまたは減少傾向にある。次年度に向けてより多くの受験者数を確保できるよう、効果的な採用活動を展開するとともに、情報発信の強化に努める。	令和2年度の目標である、前年度を上回る受験者数を確保することができた。	目標(令和4年度)と同じ。	4
			(ウ)任期付職員制度等の活用および会計年度任用職員制度の円滑な導入と運用	(ウ)令和2年度に円滑に会計年度任用職員制度が導入できよう、必要な手続きを令和元年度中に実施	会計年度任用職員制度の適切な運用を行った。		引き続き会計年度任用職員制度の適切な運用を行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	②職員の意欲や能力を高めるための人材育成の推進	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施 研修など人材育成基本方針に基づく取組を実施し、その効果等を定期的に把握するとともに、情勢や環境の変化に応じて、基本方針の検証を行う。	(ア)人材育成基本方針に基づく研修等の取組の実施	○係長級研修および選択型研修マネジメントコース、OJT推進員研修の実施 ○選択型研修スキルアップコース(実務能力系プログラム・法務政策系プログラム)の実施 ○政策テーマ調査研究および自己啓発促進事業の実施	○係長級研修(修了者83名) ○選択型研修マネジメントコース修了者135名 ○OJT推進員研修(修了者232名) ○選択型研修スキルアップコース(実務能力系プログラム)(修了者581名) ○選択型研修スキルアップコース(法務政策系プログラム)(修了者431名) ○政策テーマ調査研究 1グループ ○自己啓発促進事業助成対象者(自治体法務検定) 3人	○若手職員の実践的な業務遂行力の向上と指導育成の強化 ○係長の負担軽減に向け、上司や係員による係長支援の取組の促進 ○自らの学びの推進	4
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援 ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度(2018年度) 77.7% → 100%	○健康経営・人材育成推進会議の開催および職員アンケート(12月～1月)を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。 ○係長級研修および選択型研修マネジメントコース、主査級 研修「フォローアップ」講義、選択型研修「スリーシップ」「後輩指導」、OJT推進員研修を実施。 ○「新型コロナウイルス対応の振り返り」として臨時支援金チーム等の成果や教訓を取りまとめ、全庁に周知 ○今年度募集した「心に残るOJT」などを特集した石積みを発行	○所属におけるOJTの実施率: 86.8%	○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートの実施 ○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職階に応じた役割の意識啓発の促進	3
			(ウ)組織目標の実施 各部署や課室が当該年度に重点的に取り組む項目およびその目標を明らかにし、共有することで、職務の使命・責務の再認識につなげ、職員の意欲と連帯感の向上を図る。		各部署および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開した。 ※コロナ感染症拡大防止のため、知事と各部署局長との協議の場はとりやめ、書面協議と実施		各部署および課室(地方機関除く)の組織目標を県ホームページで公開。	
			(エ)自発的な学びの促進 「自らの学び」に向けた意識の醸成を図るため、若手職員等が自主的に取り組む勉強会や研究会の開催を支援する。	(エ)自発的な学びの促進	○県政の課題について、自主的に調査研究を行う職員グループの支援を実施。	○1グループ募集があり、支援を実施。	○若手職員グループが自主的に取り組む勉強会等の開催の支援(講師謝金、資料購入費の助成)を実施	3
			(オ)職員提案の実施 職員からの施策提案を引き続き実施することにより、職員の柔軟な発想を積極的に生かす組織風土を醸成するとともに、県政のあり方について幅広い視野で意欲的に思考する人材を育てる。	(オ)職員提案の実施	職員からの施策提案を募り、7件の提案があった。		職員からの施策提案を引き続き実施する。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	②職員 の意 欲や能力を 高めるため の人材育成 の推進	(カ)地域活動等への参加促進 職員の意識啓発や協働マインドの醸成に向け、研修等を通じて、「地域に飛び出す活動」等に取り組んでいる職員の事例や諸制度の紹介等を行い、活動への参加を促すとともに、多様な主体との協働を進めるための知識の習得を図る。	(カ)地域活動等への参加促進 ・自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合：95%以上	○地域活動特集した「石積み」を発行。	○自ら進んで研修や勉強会、交流会等に参加したり、日頃から情報収集に努めるなど、積極的にスキルアップに取り組む職員の割合：67.0%	○地域活動等への参加意識を高めるために、引き続き意識啓発等の取組を行う。	3
			(キ)県と市町等の人事交流の充実 省庁、他府県、県内市町、民間企業等との間で行っている派遣研修、人事交流等について、毎年度効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。	(キ)県と市町等の人事交流の充実 ・いきいき新自治交流研修の拡大 平成30年度(2018年度) 2市 → 4市町	各市町の希望を踏まえ、相互交流の拡充を図った。	平成30年度(2018年度) 2市 → 5市町	引き続き、効果を検証して見直しを行い、相互交流の充実を図る。	5
		③職員一人 ひとりの活躍 の推進	(ア)若手職員の育成の充実 職場における積極的な若手職員の育成を推進するため、研修等を通じた、学び合い・育ちあいに向けた意識啓発等の取組を実施する。	(ア)若手職員の育成の充実 ・自分の能力を十分に発揮できるような仕事・機会を与えられていると思う職員の割合 平成30年度(2018年度) 89% → 100%	○若手職員向けの選択型研修スキルアップコース(実務能力系プログラム・法務政策系プログラム)の実施。 ○プラザ・シスター研修、主事・技師級3年目研修、選択型研修で「後輩指導」の講義を実施。 ○職員のキャリア形成の意識醸成に関する研修を実施。 ○職員のキャリア形成支援のための所属長研修を実施。 ○OJT推進員研修にて「人材育成」の講義を実施。	○自らの能力を仕事を通じて十分に発揮できていると思う職員の割合：76.7%	○若手職員の実践的な業務遂行力の向上と指導育成の強化 ○プラザ・シスター研修の充実 ○職員のキャリア形成に向けた意識啓発 ○OJT推進員研修等の研修を通じて、若手職員の育成の重要性について意識啓発	2
			(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援(再掲) 職場におけるOJTの実施状況等について定期的な調査を行い、人材育成推進会議等での議論を通じて、研修などの支援策に反映し実施する。	(イ)効果的なOJTや円滑な組織運営に向けた支援(再掲) ・所属におけるOJTの実施率 平成30年度(2018年度) 77.7% → 100%	○健康経営・人材育成推進会議の開催および職員アンケート(12月～1月)を実施し、職員の意識、職場の現状等を把握。 ○係長級研修および選択型研修「フォローアップ」講義、選択型研修「スリーシップ」「後輩指導」、OJT推進員研修を実施。 ○「新型コロナ対応の振り返り」として臨時支援金チーム等の成果や教訓を取りまとめ、全庁に周知 ○今年度募集した「心に残るOJT」などを特集した石積みを発行	○所属におけるOJTの実施率：86.8%	○健康経営・人材育成推進会議の開催およびOJTに関するアンケートの実施 ○効果的なOJTや円滑な組織運営に向けて、係長のスキルアップの支援や各職階に応じた役割の意識啓発の促進	3
(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し 国家公務員の定年延長等にかかる制度構築について情報収集を行い、定年延長および再任用制度の見直しを本県の実情にあわせて検討し、新たな制度を導入する。	(ウ)定年延長制度の構築および再任用制度の見直し ・国家公務員の制度見直しを踏まえて、速やかに定年延長等の制度を検討・実施	国家公務員の関連法案が廃案となり、第204回国会(常会)の会期中に再提出される見込み。		引き続き国家公務員の定年延長等にかかる法案審議についての情報収集を行うとともに、定年延長等の制度構築の検討を行う。	3			

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	③職員一人 ひとりの活躍 の推進	(エ)女性職員の活躍の推進 平成30年度(2018年度)改定の「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、研修や啓発等を通じて、誰もが活躍できる職場づくりを推進するとともに、県民サービスの向上に向け、女性職員の積極的な登用や中長期の視点に立った、幅広い業務経験を通じた人材育成に努める。	(エ)女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 10.0%以上 ・係長職に占める女性職員の割合 20.0%以上	・男性職員の主体的な家事参加の促進に向け、企業との連携による啓発等の取組を行ったほか、管理職全員でイクボス宣言を行った。 ・自らの今後のキャリア形成を考え、幅広いキャリアを積むことへの意識を醸成するキャリアデザイン研修や育児休業者復帰者研修等各種研修を実施するとともに、相談窓口の運用等の取組を行った。	(工)女性職員の活躍の推進 ・参事級以上に占める女性職員の割合 9.4% ・係長職に占める女性職員の割合 17.3%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 庁内関係所屬および庁外関係機関との協議の場を設置し、障害を有する職員への合理的配慮の内容や職域の拡大について、課題と対応を議論し、取組方針を策定する。以後、方針に基づく取組を実施する。	(オ)県における障害者雇用の今後のあり方検討 ・令和元年度(2019年度)中に今後の県の障害者雇用のあり方についての方針を策定し、方針に基づく取組を実施	策定した方針に基づき、「人」「仕事」「環境」の3つの視点から各種取組を実施した。	引き続き策定した方針に基づく各種取組を実施する。	4	
			(カ)ハラスメントゼロに向けた取組の実施 全ての職員が安心して活躍できるよう、各種ハラスメントに関する相談窓口の周知やハラスメント防止に向けた研修など、ハラスメントゼロに向けた取組を行う。		・ハラスメント対策指針を改正した。(11月) ・ハラスメント対応マニュアルを改訂した。(2月) ・滋賀県職員コンプライアンス指針に相談窓口を掲載し周知を図った。(2月) ・庁内掲示板にて相談窓口の周知を図った。(随時)	引き続き、相談窓口や防止指針の周知を図る。		
				ハラスメント防止に係る研修を実施した。 ・10月7日:選択型研修「ハラスメント防止」 ・1月19日:ハラスメント防止に係る係長等研修	参事級研修にて科目「ハラスメント防止」の導入等、引き続き、ハラスメント防止に係る研修を実施			

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進 (職員の心と身体 の健康づくり)	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨 「安全配慮義務」に基づき、各所属管理監督者が、受診に関する業務の配慮や声掛けを行うよう啓発を行う。	(ア)健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨 ・定期健康診断受診率 100% ・がん検診にかかる精検受診率 100%	管理監督者による未受診者への声掛けや未受診理由確認による個別対応などの受診勧奨	・定期健康診断受診率 100% ・がん検診精検受診率 82.1%	目標(令和4年度)と同じ	3
			(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善 管理監督者向けの研修を実施し、各職場での職場環境改善の取組実施を促すとともに、取組の結果報告をとりまとめ、好事例等を還元するなど、情報共有を図る。	(イ)ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境の改善 ・各職場での職場環境改善の取組実施率 平成29年度(2017年度) 66.0% → 80%以上	・集団分析結果を配布し、その結果説明および職場環境改善方法のセミナーを3回実施 ・各職場の取組結果をとりまとめ、好事例等を還元	各職場での職場環境改善の取組実施率72.5%	目標(令和4年度)と同じ	2
			(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進 「運動」「食事」「禁煙」「睡眠」「健診・検診」の5つの健康習慣が容易に実施できるような環境づくりに取り組む。	(ウ)滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進 ・「運動」:積極的に階段を利用したり、週1回以上の定期運動をしたりする職員の割合 平成29年度(2017年度) 82.2% → 85%以上 ・「食事」:毎朝、朝食をとっている職員の割合 平成29年度(2017年度) 87.7% → 90%以上 ・「禁煙」:煙草を吸う職員の割合 平成29年度(2017年度) 12.4% → 10%未満 ・「睡眠」:睡眠で休養が十分とれている職員の割合 平成29年度(2017年度) 49.9% → 60%以上	・長時間労働を行った職員への面談後、睡眠に関するちらしを送付 ・女性トイレに毎月運動・食事・睡眠・健康に関するちらしを掲示 ・階段利用促進の掲示を継続 ・定期健康診断で喫煙者へ禁煙支援についてのちらしを配布 ・オンラインセミナー「健康は運動・睡眠・食事の習慣から」配信 《課題》 職員が健診結果を把握して、自発的に精密検査を受診できていないこと	・「運動」の職員割合 84.5% ・「食事」の職員割合 93.9% ・「禁煙」の職員割合 9.5% ・「睡眠」の職員割合 53.9%	目標(令和4年度)と同じ ただし、「禁煙」:煙草を吸う職員の割合8%未満に変更。	3
		④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進)	(ア)年次有給休暇の取得促進 管理監督職員による率先取得や朝礼・終礼等による職場内での情報共有で休暇を取得しやすい雰囲気醸成しつつ、夏季の計画的取得やゴールデンウィーク等の取得促進期間における2日以上取得を呼びかける。	(ア)年次有給休暇の取得促進 ・年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 平成29年(2017年) 12.0日 → 令和4年(2022年) 14.0日	・年次有給休暇の取得促進通知による呼びかけ ・夏季集中休暇の実施 ・毎月の所属ごとの取得状況を掲示板に掲載して全庁に共有	年次有給休暇の職員一人あたりの年間平均取得日数 10.6日	目標(令和4年度)と同じ	2
			(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底 定時退庁日の呼びかけ(全庁放送、庁内LANへの掲示)、定時退庁実施率の公表などを行い、定時退庁の徹底を図る。	(イ)定時退庁日における定時退庁の徹底 ・定時退庁実施率 平成29年度(2017年度) 87.9% → 95%	・庁内放送および掲示板による呼びかけ ・管理職による執務室の施錠 ・毎月の所属ごとの実施率を掲示板に掲載	定時退庁実施率 83.7%	目標(令和4年度)と同じ	2

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(1)人材	④職員の健康の維持・増進 (職員の健康とワーク・ライフ・バランスを重視した働き方の推進)	(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 災害対応など業務の都合によりその時間帯に行くことが必要な場合や、行わなければ翌日の業務に重大な影響を及ぼす業務がある場合を除き、午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないこととし、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。	(ウ)勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進 ・午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局) 平成29年度(2017年度) 17,521件 → 9,000件	午後10時以降の時間外勤務を原則として行わないことについて、共通事務端末への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後10時以降の時間外勤務の状況の公表を行った。	・午後10時以降の時間外勤務(災害対応等を除く)の件数(知事部局)(4月～R3.3月) 10,295件	引き続き、メッセージ表示による呼びかけ等を行う。	3
			(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務を実際に利用した職員の活用事例の周知等により、制度への理解を深める取組を行い、必要な職員が必要な時に利用できる制度となるよう、引き続き環境整備を進める。	(エ)在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の推進 ・在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数 平成29年度(2017年度) 23名 → 300名	・令和2年4月から、対象職員を育児・介護を行う職員等から全ての職員に対象を拡大し、育児・介護を行う職員については、時間単位の実施を認めることとした。 ・在宅勤務制度について、令和2年10月から会計年度任用職員を対象に含めるほか、申請期限を前日までとする制度改正を行った。 ・在宅勤務の実施に必要な通信機器などの整備を実施した(情報政策課)。 (持ち運びしやすいモバイル型端末への更新、モバイルWi-Fiルーターの追加配備) ・令和2年10月14日から令和3年1月末までを「県庁の新たな働き方の実践・定着に向けた取組推進期間」として、在宅勤務や時差出勤の実施等を推進した。	在宅勤務 上半期 2,151人 下半期 966人  サテライトオフィス勤務 上半期 77人 下半期 29人	令和2年度に目標を達成したため、次年度においては、災害発生等の非常時に備えて、より多くの職員が日頃から在宅勤務に備えておくという観点から、「滋賀県ICT推進戦略実施計画」で定めた目標である、在宅勤務およびサテライトオフィス勤務の実施者数3,600人を目標とする。	5
			(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討 職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、柔軟な勤務時間制度の導入に向けた取組を進める。	(オ)勤務時間制度の更なる弾力化の検討 ・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 平成29年度(2017年度) 53.9% → 80%	・子育て支援時間の導入 ・時差出勤の実施促進 ・時差出勤の申請期限の緩和(2勤務日前まで→前日まで)	・ワーク・ライフ・バランスの実現ができていない職員の割合 66.3%	目標(令和4年度)と同じ	2
			(カ)管理職員の意識改革 管理職員が「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示することや研修等を通じて、管理職員の意識改革を促す。		参事級以上の全職員で「イクボス宣言」を行い宣言書を執務室に掲示。併せて、幹部職員研修(管理職意識改革研修)を実施。令和3年度のイクボス宣言について検討。		宣言内容の実効性をより高める形で取組を実施する。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(2)組織・体制等	①最適な組織体制の構築	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部署からの提案・意見や他府県の動向などを踏まえながら、組織体制について、毎年度、必要な見直しを行う。	①最適な組織体制の構築 (ア)必要な見直しの毎年度実施 ・毎年度、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映	必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映した。		引き続き、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映する。	4
		②地方機関のあり方検討	②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し 地方機関のあり方について、幅広く意見を聞き取り、対話を重ねながら、丁寧に議論を進め、必要な見直しを行う。	②地方機関のあり方検討 (ア)対話と丁寧な議論を経ての必要な見直し ・令和元年度(2019年度)から検討を開始し、実施可能なものから順次見直しを反映	令和元年度に得た意見等を整理の上、論点と考えられる事項を「検討テーマ」として設定し、関係部署とともに検討を行った。		必要な見直し案について、引き続き検討し、次年度以降の組織体制に反映していく。	3
		③業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理および給与管理	(ア)適正な定員管理および給与管理 事務事業の不断の見直し、事業の効率化に加え、本庁と地方、部局間、所属間における業務(質・量)に見合った人員配置のバランスの点検を行うとともに、増大する行政需要に的確に対応できるよう、毎年度、職員定数の見直しを行う。 年度途中においては、業務の繁閑調整や優先度に応じて、部局間、所属間、係間で柔軟に人員の再配置や応援体制の構築を行う。 これらの取組により、一人当たりの総労働時間数の削減を図る。 また、人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組む。	(ア)適正な定員管理および給与管理 ・毎年度、適正な定員管理および給与管理を実施	重要課題等に対応するとともに、業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理を行った。 人事委員会勧告を基本とした給与改定を実施し、適切に給与管理を行った。	・知事部局職員定数 H30.4 3,089人 H31.4 3,130人 R2.4 3,200人 R3.4 3,277人 ・ラスパイレース指数 H29 100.2 H30 99.5 R01 99.3 R02 100.8	目標(令和4年度)と同じ	4
		④業務上のリスクに適切に対応するための内部統制体制の整備	(ア)内部統制体制の整備 組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別および評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する内部統制を整備し、その適切な運用を図る。	(ア)内部統制体制の整備 ・改正地方自治法の施行に向けた試行の実施 ・円滑な内部統制制度の導入および監査委員の視点も踏まえた効果的な制度の運用	制度の運用初年度となることから、運用方法の確認・調整や庁内の取組状況や課題の把握に努めるとともに、幹部職員向けの内部統制アドバイザー講話を開催するなど取組の浸透を図った。	・制度の適切な運用を図り、庁内の事務の適正化を推進する。	4	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(3)事務(広域自治)	①市町との連携等を通じた地域課題への対応	(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 国の動向等の情報収集等を行うとともに、県と市町が新たな自治体のあり方について議論する場の設置に向けて検討する。	(ア)地方自治にかかる様々な課題について議論する場の設置検討 ・令和4年度(2022年度)を目途に県と市町が地方自治のあり方を検討し、ビジョンを共有できる場を設置	地方制度調査会等の国の検討動向を注視し、情報収集に努めた。 令和2年度は、地方制度調査会の専門小委員会4回、総会1回が開催		目標(令和4年度)と同じ	2
	(3)事務(広域自治)		(イ)水道事業における広域連携の推進 「滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会」の活動を継続し、引き続き多様な形態による広域連携の段階的な検討を進める。	(イ)水道事業における広域連携の推進 ・滋賀県水道ビジョンに基づき、広域化にかかる方向性とそのロードマップについて検討	水道施設の広域的な再配置検討の観点から水道施設設置状況図を作成するとともに、県内水道事業者と意見交換を重ねながら、広域連携シミュレーションのパターン設定を行い、効果額の算定や広域連携を進める上での課題整理を実施した。	県内水道事業における広域連携の方向性を定める「水道広域化推進プラン」の素案を策定する。	4	
			(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入が想定される広域化・共同化施策を整理する。導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書として取りまとめる。	(ウ)下水道事業等にかかる広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年度)までに広域化・共同化計画を策定	それまでの議論を経て選定したテーマごとに分科会を開催し、同会における提案や意見等を踏まえて計画案のたたき台として取りまとめた。	広域化・共同化研究会(作業部会・幹事会)を開催し、令和3年度中に「広域化・共同化計画(案)」のとりまとめを行う。	3	
			(エ)森林・林業分野の人材育成支援等 森林・林業に関する専門的な知識や技能の習得および森林整備業務に必要な森林調査等の実地指導を行う研修機関(滋賀もりづくりアカデミー)の設置により、森林経営管理制度に対応できる市町職員の育成を支援する。	(エ)森林・林業分野の人材育成支援等 ・放置林対策に係る森林整備業務の発注が円滑に実施できる体制の構築 11市町 ・市町職員の人材育成支援 19市町	「滋賀もりづくりアカデミー」において、8月、10月、12月、1月に4回(延べ6日)の市町職員に対する研修を実施。	市町職員の育成支援 13市町(延べ43人) 市町職員の人材育成支援 19市町	3	
			(オ)土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 市町のニーズや社会情勢の変化を的確に捉えた研修となるよう内容を充実させるとともに、新しい行政課題や高度化・専門化する設計・施工技術に対応できる人材育成を支援するため、技術相談窓口を開設し、出前講座等の積極的支援を実施する。 b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 公共工事の積算、施工管理に関する支援を継続し、総合評価方式の導入や最新の成績評定要領の活用に向けて、滋賀県地域発注者協議会に分科会・勉強会を立上げ、支援を行う。	(オ)土木分野の人材育成支援等 a 土木分野の人材育成支援 ・ICT等の高度化・専門化する技術や入札事務等に円滑に対応できる人材の育成 b 土木分野の市町公共事業の発注支援等 ・総合評価方式の導入・実施 10市町 ・最新の成績評定要領の採用 19市町	令和2年度は、発注者協議会分科会4回、出前講座4回開催した。 発注者協議会を通じて市町向け総合評価ガイドラインを提供し運用例の説明を行った。	発注者協議会分科会4回開催 引き続き滋賀県地域発注者協議会や出前講座を通じて市町支援を実施する。滋賀県地域発注者協議会分科会を4回開催また、最新の成績評定要領の採用を支援するため、成績評定の運用の解説・研修を行う。	3	
							2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(3)事務(広 域自治)	②権限移譲・ 規制緩和や 事務の共同 化の推進	(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 各市町を個別に訪問し、地域の実情に応じたまちづくりを進めるにあたって見直すべき県と市町の役割分担や、支障となっている県の規制について意見交換し、対話を通じて積極的に提案の種を掘り起こすことにより、提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。	(ア)権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化 ・全市町を訪問し意見交換を実施	・市町からの提案制度について集中受付期間(令和2年2月～5月、令和3年2月～5月)をもうけ、市町へ周知。		権限移譲・規制緩和に関する市町からの提案制度の活性化を図り、地域の課題解決につなげる。	4
			(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 個人県民税に係る収入未済額の縮減を図るため、徴収業務の共同実施を継続するとともに、対象地域の拡大を図る。また、課税事務についても、事務の効率化や納税者の利便性向上を図るため、市町との連携を検討・実施する。	(イ)県税・市町税の徴収業務の共同実施等 ・徴収業務の共同実施の対象地域 令和4年度(2022年度)までに1地域以上追加	令和2年4月から、中部地域で共同実施を開始した。また、南部地域での共同実施に向けた協議を行った。	徴収業務の共同実施の追加地域【R2】1地域	目標(令和4年度と同じ)	5
			(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 これまで県・市町それぞれが受付をしていた建設工事等入札参加資格審査申請書の提出先を一本化し、資格審査事務を共同化する。	(ウ)建設工事等入札参加資格審査の共同化の実施に向けた検討 ・建設工事等入札参加資格申請受付・審査の共同化の実施	・入札参加資格審査申請受付システムの仕様等の詳細を決定し令和3年度のシステム調達に向けた手続きを進めた。		令和4年度からの実施に向けて申請受付および審査体制の準備を進める。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	①協働・連携 の更なる推 進	<p>(ア)包括的連携協定の更なる推進 企業、大学等(以下「企業等」という。)と個別に連携している事業に加えて、複数の企業等が連携する取組の実施に向けて、企業等と協議・検討を進める。また、情報発信を積極的に行うことにより新たな企業等との包括的連携協定につなげるとともに、締結した企業等に対する県政の情報の積極的な提供や定期的な意見交換を通じて新たな取組につなげる。</p>	<p>(ア)包括的連携協定の更なる推進 ・包括的連携協定に基づく新たな連携事項 毎年度3件以上</p>	<p>(企画調整課) 立命館大学、龍谷大学とは、知事と学長等が意見交換を行うとともに、事務レベルでの連携事業創出に向けた協議を定期的実施した。特に、龍谷大学との間で庁内関係部局も参加する分野横断の連携を図るための協議会およびWGを設置した。 また、環びわ湖大学・地域コンソーシアムやびわ湖東北部地域連携協議会の場も活用し、新型コロナウイルス感染症でお困りの学生への支援を含め、包括連携協定締結大学との連携事業に取り組んだ。 引き続き、大学とのコミュニケーションを図り、大学との連携事業を検討していく。</p> <p>(県民活動生活課) ・各事業担当課と企業等との意見交換に向けた調整を行うとともに、意見交換会を開催した。包括的連携協定締結企業に、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報や、県政情報を積極的にメール等で共有し、新たな連携につなげることができた。 ・新たに締結した包括的連携協定の中でも、防災やデータ活用など今までにない分野を中心とした協定を締結することができた。 ・引き続き、既存の包括的連携協定締結企業等との連携の活性化について検討していく。</p>	(県民活動生活課) 包括的連携協定に基づく新たな連携事項 6件	<p>(企画調整課) 新型コロナウイルス感染症への対応を含め、大学関係者とのコミュニケーションを積極的にを行い、さらなる連携事業を検討する。</p> <p>(県民活動生活課) 目標(令和4年度)と同じ。</p>	5
			<p>(イ)コレクティブ・インパクトの導入 多様な主体の参加の下でテーマに応じた対話を行う「協働プラットフォーム」による政策形成段階からの協働の取組を更に進めるため、多様な主体の協働により社会的成果の創出を目指す「コレクティブ・インパクト」の先行事例の情報収集などを行い、県内においてその手法が取り入れられるよう取り組む。</p>	<p>(イ)コレクティブ・インパクトの導入 ・令和4年度(2022年度)までに県内で導入</p>	<p>・コレクティブ・インパクトを導入する事業について、1件事業化検討されていることを把握できた。また、当該事業の検討へも参画している。 ・令和3年2月2日に「コレクティブ・インパクト導入セミナー」を実施した。</p>	コレクティブ・インパクトを活用した事業の 具体的検討 1件	目標(令和4年度)と同じ。	2

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	①協働・連携 の更なる推 進	(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 民間事業者等が、民間資金を活用し、社会的課題の解決に向けた事業を行い、自治体が成果に応じて報酬を支払う「ソーシャル・インパクト・ボンド」の導入について、先行事例の情報収集などを行い、県事業として手法が取り入れられるよう取り組む。	(ウ)ソーシャル・インパクト・ボンド(SIB)の導入 ・令和4年度(2022年度)までに県事業でのモデル導入 1件	・国が開催するSIB関連のセミナー情報を共有した。 ・民間企業が開催するSIB関連のワークショップに参加した。 ・経費等の課題があり、導入可能な事業の具体的な把握はできていない。	県庁内での事業 で導入可能な事 業の把握 0件	目標(令和4年度)と同じ。	2
			(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成 滋賀応援基金をはじめとする寄附等の情報発信強化により県の取組への共感を得るとともに、「協働ネットしが」等によるNPO等の活動状況の発信やNPO等への活動支援を通じて、県民のNPO等活動への理解促進、寄附への関心向上を図る。	(エ)県の施策等へ共感を得る取組や、地域課題解決に資する寄附文化の醸成 ・令和4年度(2022年度)に企業、個人等からの寄附件数 500件以上	滋賀応援寄附としてのPRIに加えて、各担当課での広報や寄附目録贈呈式の報道等により、寄附実績は令和元年度よりも増加した。	980件(R2寄附件数)	目標(令和4年度)と同じ。	5
			(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり 県民サービスの充実・向上につながる施設や事業運営とネーミングライツパートナーの地域貢献を指向した協働型のネーミングライツの活用促進を図る。 ・「滋賀県ネーミングライツ導入ガイドライン」に基づくネーミングライツの活用促進	(オ)ネーミングライツを活用した地域貢献の土壌づくり ・ネーミングライツ成約 2件/年以上	新規獲得に向けて企業訪問を実施。 ・ヨットハーバー関係 ・琵琶湖漕艇場関係 ・彦根金亀公園関係	2件 (滋賀アリーナ、彦根総合運動場野球場)	・ネーミングライツ成約 2件/年以上	4
		②ICTの活用 による事務 の効率化や県 民サービスの 向上	(ア)行政手続の簡素化の推進 県に対する許認可・補助金申請や届出等の行政手続について、記載項目の削減や押印の廃止などの申請様式の簡素化、添付書類の削減や写しの提出を可とするなどの添付資料の簡素化、記入例・Q&A・チェックリストの公開、公金収納方法の多様化の検討、電子申請の導入等を推進し、事務の効率化や県民サービスの向上を図る。電子申請の導入に当たっては、許可証や交付決定通知等への電子署名の活用や、手数料等の電子納付の利用促進を図る。	(ア)行政手続の簡素化の推進 ・電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 毎年5ポイント増	・本庁各所属等に対し、手続の簡素化に向けた書面規制・押印・対面規制の見直しを求め、電子申請の阻害要因と考えられる押印廃止や手続書類の見直しを促進した。 ・押印については、約3,400件の手続のうち、約93%の手続について廃止を行うことができた。	電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 78.7% (令和元年度 78.8%) → 0.1ポイント減	電子申請可能な手続ごとの電子申請利用率 対前年度比5ポイント増	2
			(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 帳票の読み取りやデータ作成、システム入力などの大量・単純な作業の自動化を推進する。各種案内や相談対応の業務への活用の実用化に向けた検証を進める。 業務上必要な知識や事例等の体系化と共有・検索の仕組みなど、AI活用方策の研究を進める。 なお、ICTの活用等に当たっては、BPRの実施により、業務のプロセスやそれぞれの作業に要している時間を把握・分析した上で、不要なプロセスや重複している作業について検証するなど、合理的で効率的な事務処理となるよう抜本的な業務の見直しを検討するとともに、電子決裁率の向上に取り組む。 また、職員のICT活用のスキルアップ等に向けて、庁内共通情報基盤等の利用方法やルールの周知・習熟を目的とした研修・相談会等や、AI・RPA等の最新ICTの動向に関する情報提供、プレゼンテーション会等を実施する。	(イ)AIやRPA等ICTを活用した業務の効率化 ・全部または一部が自動化された事務処理の件数 5件/年 ・庁内業務におけるAI活用方策の研究、実用化に向けた検証の実施	・AI-OCRの利用により、9件の帳票読み取りの自動化を検討し、以下の2件を実施。 (①スポーツサイクルレンタル助成、②中小企業融資取引明細照会) ・RPAの利用により、18件の事務処理の全部または一部の自動化を検討し、以下の7件を実施。 (①情報公開請求処理進行管理、②保有個人情報開示等請求処理進行管理、③時間外勤務手当申請、④週休日振替時間外勤務手当申請、⑤新型コロナウイルス包括支援金支払、⑥指定難病医療受給区分変更入力、⑦小児慢性特定疾病医療受給区分変更入力)	全部または一部が 自動化された事務 処理の件数 9件	今後も、AI-OCR、RPAを利用して、定型・大量のシステム入力やパソコン操作の自動化・省力化を図る。 ・全部または一部が自動化された事務処理の件数 5件以上	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	②ICTの活用 による事務の 効率化や県 民サービスの 向上	(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 行政運営を効率化し、生産性の向上を図るため、共有フォルダの活用などにより、組織で共有する情報や資料のデジタル化を図るとともに、ネットワーク、タブレット端末等を活用することにより、全庁的に会議や協議のペーパーレス化を進める。	(ウ)全庁的なペーパーレス化の推進 ・内部の会議・打ち合わせや内部協議の実施方法 令和4年度(2022年度)までに原則として全て ペーパーレス化	(行政経営推進課)・(情報政策課) 本庁および合同庁舎の執務室における無線LANの整備完了。共通事務端末は全て無線LAN設定済み。 新型コロナウイルス感染症等への対応を機会に、Web会議の活用が大幅に増加。「推進期間」を通じて更なる活用を促進した。「会議開催ルール」の改正、庁内事例の発信、Web会議の円滑な実施に向けた機材の整備を実施した。	新規に調達した共通事務端末の無線LAN設定台数 3,020台	(行政経営推進課) 引き続き、掲示板等でWeb会議、ペーパーレス会議の事例を発信するなど、取組を推進する。  (情報政策課) (※今後も配付する共通事務端末は無線LAN設定を行うこととしている)	4
		③民間活 力の活用	(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討 図書館業務については、「これからの滋賀県立図書館のあり方」に基づく各種の取組を司書の専門性を生かして着実に推進する必要があることを念頭におきながら、他府県での導入事例の検証やコスト比較等を行うとともに、業務運営の実情を踏まえ、司書の専門的知識や経験を必要としない業務について、効果的・効率的な図書館運営の観点から、アウトソーシング導入可否等を検討する。	(ア)県立図書館業務のアウトソーシングの導入可否等の検討 ・司書の専門知識や経験を生かして県民により充実したサービスを提供するための、効果的・効率的な図書館運営が行われるよう、アウトソーシングの導入等について検討し、可能なものから実施(アウトソーシングの導入可否は令和元年度(2019年度)中に判断する。)	・令和元年度に検討した結果、アウトソーシングの導入は行わない。  ・司書の専門知識や経験を活かして県民により充実したサービスを提供するために、効果的・効率的な図書館運営の様々な方策の検討を続ける。		・司書の専門知識や経験を活かして県民により充実したサービスを提供するために、効果的・効率的な図書館運営の様々な方策の検討を続ける。	4
		(イ)県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討 安全で安心な学校給食の安定供給や栄養教諭による食育指導の充実のため、調理業務のアウトソーシングの導入可否を検討する。 <検討内容> ○導入による効果の検証 ○導入順、導入経費の削減方策、委託内容等の検討	(イ)県立学校(特別支援学校・定時制高校)給食調理業務のアウトソーシングの導入可否の検討 ・令和2年度(2020年度)までに、アウトソーシング導入可否を判断 (導入可能な場合) 導入可能な学校から令和4年度(2022年度)以降にアウトソーシングを導入する。	・定時制における委託経費見積の徴取ならびに各定時制高校の調理関係従事者の状況と生徒等の喫食状況の調査を行った。 ・給食実施は必要であると考え、学校間で配食数および生徒の喫食率に大きな差があり、効率的な運用の検討が必要である。		・生徒側の給食に対する要望を把握するとともに、各校ごとではなく、包括的な委託等により経費削減ならびに人材確保が図れないか検討する。	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	③民間活力 の活用	(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入可否の検討 次の3つの観点から検討を行い、その結果によりアウトソーシングの 導入可否を判断する。なお、県立学校における障害者雇用の推進に 必要な体制の確保に留意する。 ○組織、雇用 ・各校毎の業務員配置状況(常勤・非常勤)と今後の見込み ○コスト面 ・単独校におけるアウトソーシング導入比較 ・複数校のグループ化を考慮したアウトソーシング導入比較 ○業務内容 ・アウトソーシングによる業務内容への影響	(ウ) 県立学校業務員業務のアウトソーシングの導入 可否の検討 ・令和元年度(2019年度)にアウトソーシング導入可 否を判断 (導入可能な場合) 条件の整った学校から令和3年度(2021年度)以降に アウトソーシングを導入する。	・アウトソーシングを導入してい る他府県の状況やコスト面の検 討を行ったものの、委託する業 務内容等に課題が残り、今後、 検討を進めていく必要がある。 ・職員の雇用や業務への柔軟な 対応などの点から職員団体との 調整に時間を要するものと考え られる。 ・障害者の就労確保として、障害 者雇用による業務員を雇用して おり、アウトソーシングを導入し た場合の障害者雇用の推進が 課題である。 ・このため、アウトソーシング導 入の可否の判断を令和3年度ま で延長する。		・アウトソーシング導入に向けた課 題解決には、さらに時間を要するた め、アウトソーシング導入の可否の 判断を令和3年度まで延長する。 ・次年度、委託する業務内容、職員 の配置、複数校のグループ化、障 害者の就労確保等の検討と併せ て、職員団体との調整を行い、アウ トソーシング導入の可否を判断す る。	2
			(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウトソーシング導 入可否の検討 他自治体における最近の事例を参考に、導入可能性のある業務を 洗い出し、アウトソーシングをした場合のコストや改善効果等をもと に、アウトソーシングの導入可否の検討を行う。 <検討内容> ○他自体の最近の事例、導入可能な業務の抽出 ○業務の現状分析、人件費の算出 ○効果的な導入の方法、導入による効果・コスト	(エ) 他自治体における最近の事例を参考にしたアウ トソーシング導入可否の検討 ・令和2年度(2020年度)までに、他自治体における最 近の取組を参考にアウトソーシング導入可否を判 断	全国照会の結果等も参考に、本 県でのアウトソーシングの導入 状況を再度確認し、本県でも導 入可能な業務がないか検討を行 い、令和2年度は新たに5業務 および、新型コロナウイルス対応 の13業務でアウトソーシングを 導入した。 令和3年度予算編成において は、県民サービス向上やコスト の削減の面で効果が期待できる 場合は、アウトソーシングの活用 について、安全面の確保やサー ビスの質的向上、機能強化等に 留意しつつ、積極的に検討する こととし、43業務について、導入 することとなった。	引き続き、他府県の事例も参考に、 新たな業務も含めてアウトソーシ ング導入を検討するとともに、より県 民サービスの向上につながるアウ トソーシングの導入を図るため、成 果運動型委託(PFS)についても研 究し、ノウハウや技術の活用、コス ト削減効果、職員の技術力向上等 の点から、研究を進める。	3	
		④事務の効 率化・適正化	(ア) 情報システム開発・調達関連事務の集中化 ICTの専門知識を要する情報システム開発等の予算化、調達の事務 をシステム所管所属から情報政策課へ移管・一元化し、所管所属の 負担軽減を図る。	(ア) 情報システム開発・調達関連事務の集中化 ・情報政策課が予算化、調達の事務を行うシステム 数 28システム	・5システムについて、情報政策 課がシステム調達の事務を実施 (WEBコンテンツマネジメントシ ステム、地域情報提供システム、 健康管理システム、滋賀近美収 蔵品データベース、しがスポーツ ナビ)	情報政策課が予算 化、調達の事務を 行うシステム数 5シ ステム(計15システ ム)	情報政策課が予算化、調達の事務 を行うシステム数 10システム	3
			(イ) 県立学校事務についての集中化等の検討 次のとおり段階的に検討を進める。なお、検討に当たっては、学校に おける障害者雇用の推進に必要な体制の確保に留意する。 a 事務局関係各課・県立学校による学校事務についての分析と課 題整理(ワーキンググループ等の設置) b 作業手法、業務内容、実施場所、事務処理フロー(事務職員、教 員)について検討 c 組織体制、事務処理フロー案の作成 d 条件整備(システム改修等) e 試行	(イ) 県立学校事務についての集中化等の検討 ・県立学校における適正な事務執行に向け、新たな 取組を実施	現在、施設管理、窓口業務な ど各校に必要最低限の人数であ るため、今後、県立学校のICT 機器の整備や給与や旅費シス テム等の運用状況を踏まえ、検 討する必要がある。	県立学校のICT機器の整備や給 与や旅費システム等の運用状況を 踏まえながら、県立学校事務の集 中化に向けた事務処理方法、組織 体制や職員体制などの課題整理を 行い、手法等の検討を行う。	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座1「ヒト」	(4)事務(推 進・改善)	⑤業務の更 なる見直し	(ア)職員間での対話を通じた業務の見直しの実施 職場における取組項目の設定や集中取組期間の設定などを通じ、 各々の業務に対する気づきや職場での対話を促す手法により業務 の見直しを実施するとともに、事例の共有などを通じて優良な取組 の横展開を図る。	・日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にと られず事務の見直しに取り組む職員の割合 95%以上 (参考:過去に実施した職員アンケートの結果) 平成29年度(2017年度):75.4% 平成27年度(2015 年度):64.5%	取組推進期間の設定や事例紹 介などを通じ、業務のあり方 の見直しや新たな働き方の実践 ・定着を図った。	○日頃から業務の 進め方を意識的に 工夫し、前例にと られず事務の見直 しをしている職員の 割合 令和2年度:80.0%	引き続き、取組推進期間の設定や 事例紹介などを通じ、取組の実践 や職員の意識改革を促進する。	3
			(イ)業務効率化に資する職員研修の実施 タイムマネジメントなど業務効率化に資する職員研修を実施する。		○チームのタイムマネジメント (修了者23名)、残業なしの仕事 術(修了者24名)すぐに活かせる 業務改善(修了者20名)研修の 実施		○業務の内容やプロセスの見直し に関する研修の実施	
			(ウ)キラリひらめき改善運動の実施 これまでの改善事例のストックをわかりやすい形で庁内共有すると ともに、改善運動で寄せられた業務効率化に資するツールの積極的な 活用を促すことにより、職員一人ひとりがキラリひらめき改善運動の 意義を実感し、意欲的に参画できる「改善の好循環」を生み出す。		これまでの提案、報告について、 整理を行った上で庁内共有を行 い、改善運動で寄せられた業務 効率化ツールを全庁で共有し た。		職員一人ひとりがキラリひらめき改 善運動の意義を実感し、意欲的に 参画できるよう、引き続き庁内に周 知を図る。	
			(エ)タスクフォースを活用した業務の見直し 担当業務にかかわらず、幅広い職員が参加して現場の課題等を踏 まえながら自由に議論することを通じ、業務見直しのアイデアを創造 するための公募制のタスクフォースを設置する。		提言の大部分について、実現済 み。		継続検討項目について、実現可否 についての検討を進める。	
視座2「モノ」	(1)整備	①PPP/PFI の推進	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 PFI導入の優先的検討に係る事務の効率化を図るため、これまでの 実績や類似事例を踏まえた検討手順等の見直しを行い、PPP/PFI 推進ガイドラインに反映する。	(ア)PPP/PFI推進ガイドライン等の改定 ・PPP/PFI推進ガイドライン等の改定	令和元年度に改定したPPP/PFI 推進ガイドラインを踏まえて、庁 内の関係課に対し、必要な助言 を行った。		改定後の制度運用が円滑に進むよ う、庁内関係課に対して、引き続き 適切な助言を行う。	4
	(2)見直し	①施設総量 の適正化 ②更なる見 直しに向けた 検討等	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定  建築物 社会情勢等を踏まえて施設評価を行い、廃止、縮小、集約化、売 却、移転等の検討および更新(建替)や大規模改修、長寿命化する 施設について見直しを行う。  インフラ施設 施設規模の適正化や、ストック効果、整備費用、維持管理経費の バランスを十分考慮した投資の重点化を図りつつ、長寿命化計画等 に基づきマネジメント基本方針を改定する。	(ア)公共施設等マネジメント基本方針の改定 a 施設総量(建築物) 平成27年度(2015年度)末 1,476,627㎡ → 1,440,000㎡	・公共施設等マネジメント基本方 針の改定(中間見直し)に向け、 その基礎資料となる「長期保 全計画(30年間)(建築物)」の見 直し作業を進めた。	令和元年度末時点 1,466,606㎡ (令和2年度とりま とめ)	・見直した長期保全計画を基に公 共施設等マネジメント基本方針の 改定(中間見直し)を行う。  a 施設総量(建築物) ・目標(令和4年度)と同じ	2
			公営企業施設 経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な 投資を行うとともに、長寿命化計画等に基づきマネジメント基本方針 を改定する。	b 個別施設計画の策定数 (建築物) 平成29年度(2017年度)末 79施設 → 令和2年度 (2020年度)末 494施設(100%) (インフラ・公営企業) 平成29年度(2017年度)末 25計画 → 令和2年度 (2020年度)末 36計画(100%)	・各施設所管課(建築物)に対 し、個別施設計画の策定支援を 行い、個別施設計画の策定を進 めた。 ・おおむね策定は完了したが、 施設のあり方が令和3年度に行 われる施設については未策定の ままであり、引き続き策定支援 の必要がある。	○建築物 ・令和2年度末 487施設(個別施設 計画策定不要の施 設を含む) ○インフラ・公営企 業 ・令和2年度末 36計画	目標(令和4年度)と同じ	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座2「モノ」	(3)管理	②指定管理者制度の導入拡大等 (指定管理者制度の見直しおよび新たな管理運営手法の研究・検討等)	<p>(ア)指定管理者制度の見直し等 指定管理者制度導入施設の管理運営状況をわかりやすい形で公表し、県の説明責任を積極的に果たすとともに、指定管理者選定における競争性の確保に向け、次のとおり制度の所要の見直しを行う。また、施設のより効率的・効果的な運営を図るため、指定管理者制度の導入拡大に向けて引き続き検討を行う。</p> <p>a 事業者の参入意欲を高めるための募集条件の見直し 事業者の参入意欲を高めるため、指定管理者の経営努力を十分考慮するなど、指定管理者募集時に県から提示する指定管理料の参考額のあり方を検討する。</p> <p>b 施設の管理運営状況の見える化 指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る。</p> <p>c モニタリングの更なる充実・強化 指定管理施設のより一層適切な管理運営を確保する観点から、「滋賀県指定管理者モニタリングマニュアル」を改定し、全庁統一的なモニタリング項目について所要の見直しを行う。</p>	<p>(ア)指定管理者制度の見直し等 ・指定管理者募集施設における申請者数の増 ・施設の管理運営状況の見える化 令和2年度 (2020年度)より実施</p>	指定管理者選定における競争性を確保するとともに、県の説明責任を果たすため、施設の管理運営状況を県民・事業者に分かりやすい形で公表し、見える化を図る必要があることから、公表する内容についての検討を行った。		令和2年度に検討し、作成した様式に基づき、令和2年度における管理運営状況の公表を行う。	3
			<p>(イ)コンセッション方式の導入にかかる研究・検討 公共施設等マネジメント基本方針改定に向けた検討段階で、コンセッション方式の情報収集・研究を進めるとともに、具体的な案件が対象となる場合には、官民連携プラットフォーム等も活用し、導入の検討および具体化に向けた取組を進める。</p>	<p>(イ)コンセッション方式の情報収集・研究および検討・具体化</p>	コンセッション方式と指定管理者制度に関する情報収集を行った。		目標（令和4年度）と同じ	2
		②指定管理者制度の導入拡大等 (公募設置管理制度 (Park-PFI)の導入検討)	<p>(ア)Park-PFIの導入 県営都市公園において、新たに設置した滋賀県公園緑地検討協議会(公園協議会)での意見交換を踏まえ、Park-PFI導入にむけ、事業者向けのアンケート調査などの事前調査を行っていく。</p> <p>なお、Park-PFI制度の活用および公園協議会の開催については、令和5年度(2023年度)以降も継続的に行う。</p>	<p>(ア)Park-PFIの導入 ・県が管理する都市公園においてPark-PFIの導入3 公園(予定)、湖岸緑地での導入検討</p>	公募の実施を検討していた1公園については、事業者の都合により公募を見送った。その他2公園については、来年度の公募に向けて事業者ヒアリングを行い公募資料の作成を行った。		2公園について、P-PFI+指定管理制度を併用した事業者募集を実施する。 1公園については、引き続き事業者調査を実施する。 湖岸緑地については、導入する区域の検討を行う。	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況	
視座2「モノ」	(3)管理 (4)活用	(3)管理 ①ファミリ ティマネジ メントの推進 ③アセットマ ネジメントの 推進	(ア)ファミリティマネジメントの推進 適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めるとともに、民間活力の活用という観点から、指定管理者制度のより効果的な活用を進める。 民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「(仮称)県有資産活用のひろば」を設け、サウンディング型市場調査等の積極的な活用を進める。	・運営改善目標の達成状況が80%以上到達している施設(建築物)の割合 平成29年度(2017年度) 79.7% → 90.0%以上	・適切な維持管理を行い、長寿命化や更新等に係る対策を計画的・効率的に進めた。 ・R3年度の公共施設等マネジメント基本方針の改定(中間見直し)に向け、長期保全計画の見直し作業を進めた。 ・民間の資金・ノウハウ等を生かした資産活用を推進するため、庁内に民間と連携した情報交換の場として「県有資産活用のひろば」を運用した。	令和元年度末 85.6%(令和2年度取 りまとめ)	目標(令和4年度)と同じ	3	
		(4)活用 ①未利用地 の有効活用 ②サウンディ ング型市場 調査の積極 的活用							
	(4)活用	③国民ス ポーツ大会・ 全国障害者 スポーツ大会 開催に向け て整備する 施設の有効 活用	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 施設におけるスポーツイベント等を活用した文化・スポーツツーリズムの推進に向けて、経済波及効果を高めるための関係機関との効果的な連携のあり方や具体的な取組を検討する。	(ア)スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの推進 ・文化・スポーツツーリズムの推進に向けた実行委員会等の組織の立ち上げ	新しいマラソン大会の開催に向けて、準備委員会の設立に係る準備を進めた。	新しいマラソン大会の開催に向けて、準備委員会を設置し、開催に係る検討を進める。			3
			(イ)施設の特徴を生かした活用 a (仮称)彦根総合運動公園 ・県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場としての活用を実現するために施設の運用管理の方向性を決定	(イ)施設の特徴を生かした活用 ・公園管理手法や、他府県施設の取組状況を踏まえ、民間活力の導入や運動施設・園地等施設の所管部局等の管理運営方針について、方向性を定めた。	県民のスポーツ拠点や多様な主体の交流の場として活用される施設を実現できるよう、令和4年度に実施する指定管理者等の公募に向け、具体的な管理運営手法の検討を進める。				3
			(イ)施設の特徴を生かした活用 スポーツ施設として県民のスポーツ活動や健康づくりをより一層推進するとともに、スポーツ以外の様々な活動を促進するため、(仮称)彦根総合運動公園にあつては都市公園としての多様性や新県立体育館にあつては大学、医療機関、福祉施設が近接する立地など、それぞれの施設の特徴を生かした活用方を検討する。	b 新県立体育館 ・大学をはじめとする周辺機関と連携して、スポーツや健康づくりを推進する観点から活用の方向性を決定	事業者および大学と協議を行い、滋賀アリーナ(新県立体育館)で実施するスポーツや健康づくりに関する事業の検討に着手した。		事業者とともに大学をはじめとする周辺機関と協議を行い、滋賀アリーナ(新県立体育館)で実施するスポーツや健康づくりに関する事業の詳細について検討を進める。	3	
				c その他の施設 ・施設の特徴を生かし、利用率や利用者の満足度の向上を図るとともに、スポーツ以外のイベント等でも積極的に活用される施設となるよう、具体的な取組に着手	新型コロナウイルス感染症のため、今年度先進地活用事例調査を実施することが困難な状況。		・国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会が終了した都道府県に対して、施設の活用例の調査を実施	2	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況	
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	財政の健全 化	「①歳入確保」および「②歳出見直し」のとおり	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎 年度160 億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700 億円程度	・財政収支見通しの作成(2回) 令和2年9月再試算 令和3年2月再試算 ・2月補正等において、不用額の 追加調査などを行い、財源調整 的な基金残高を確保 ほか	令和2年度末時点 ・財源調整的な基金 残高 →339億円 ・臨時財政対策債を 除く県債残高 →6,581億円(見込)	目標(令和4年度)と同じ	3	
		①歳入確保 ア 県税収入 の安定確保 と貸付金等 未収債権の 徴収 イ 地方税財 源の充実強 化	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 現行の税制度の検証等を進めるとともに、賦課徴収の体制の充実 強化を図り、課税客体の確実な捕捉や適正な課税と確実な徴収を 実施する。また、納税環境整備を図ることにより、新規滞納の発生抑 制に努めるとともに、滞納整理の早期着手や徹底した滞納処分の実 施に取り組む、収入未済額の縮減を図る。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴 収 (ア)県税の適正な賦課徴収を通じた県税収入の安 定確保 a 県税の適正な賦課徴収の実施 ・県税の収入未済額 令和4年度(2022年度)まで毎 年度1億円ずつ縮減	新型コロナウイルス感染症の影響 により納税が困難になった者 に対しては、徴収猶予の特例制 度を適用するなど、適正な賦課 徴収に努めたものの、新型コ ロonavirus感染症の影響は大き く、令和2年度の目標額の達成 は難しい状況である。今後、収 入未済額の縮減に向けて、一層 取り組む必要がある。	収入未済額の縮減 額 【R2】0億円(令和2 年度2月補正予算に おける見込み)	目標(令和4年度と同じ)	2	
			イ 地方税財 源の充実強 化	イ 地方税財 源の充実強 化	イ 地方税財 源の充実強 化	令和2年4月から、中部地域で共 同実施を開始した。また、南部地 域での共同実施に向けた協議を 行った。	徴収業務の共同実 施の追加地域 【R2】1地域	目標(令和4年度と同じ)	5
			ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴収 (イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の推進 適切な債権管理、徴収に関する知識の習得を目的とした研修会を開 催する。また、「税外未収金の共同管理」により、任意の返済に応じ ない債務者に対しては訴訟・強制執行等の法的措置を実施するとと もに、一括返済が困難な債務者に対しては生活状況等を確認したう えて、分納管理を行う。	ア 県税収入の安定確保と貸付金等未収債権の徴 収 (イ)県税以外の収入未済額の縮減に向けた対策の 推進 ・「税外未収金の共同管理」により県税以外の収入未 済額の縮減に向けた対策の推進	・税外未収金の共同管理の実施 (令和3年3月31日現在) 対象事案・金額 445件 140,922,800円 収納金額 97,478,278円 (うち令和2年度回収金額 9,129,197円) ・令和2年7月28日 税外未収金 対策推進会議(税外未収金の決 算状況、税外未収金対策の説明 等) ・令和2年11月11日、18日 担当 者研修会(講義等)	目標(令和4年度)と同じ	4		

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ア 県税収入 の安定確保 と貸付金等 未収債権の 徴収 イ 地方税財 源の充実強 化	<p>イ 地方税財源の充実強化 (ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進 「滋賀県産業振興ビジョン」に基づき、産学官金民の連携により、「水・エネルギー・環境」、「医療・健康・福祉」、「高度モノづくり」、「ふるさと魅力向上」、「商い・おもてなし」の5つの切り口からのイノベーションの創出に重点的に取り組んでいるが、経済・社会情勢の変化に合わせ、令和元年度(2019年度)の「滋賀県産業振興ビジョン」改定を機に、新たな切り口からのイノベーションの創出に取り組む。また、本社機能や研究開発拠点機能を有する企業の誘致等を進めるほか、起業や第二創業の促進を図る。</p>	<p>イ 地方税財源の充実強化 (ア)県税収入の増収に向けた産業振興の推進 ・成長産業、魅力創造産業、地域密着産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化</p>	<p>・「新たなチャレンジ」が日本で一番行いやすい県、「社会的課題」をビジネスで解決し続ける県を目指し事業に取り組んできたところ。  ・なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、経済を下支えるため、事業継続に向けた資金繰り支援、雇用対策、感染症対策等を重点的に実施した。</p>		<p>「滋賀県産業振興ビジョン2030」に基づき施策を推進し、新しい生活様式への対応、環境と経済の両立を含めて、本県産業の振興による本県経済の発展や雇用の維持・拡大、地域の活性化を図る。</p>	4
			<p>イ 地方税財源の充実強化 (イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり 軽油引取税・ゴルフ場利用税・県たばこ税・地方消費税について、関係部局と連携し、県税収入の増加に向け、県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくりに取り組む。</p>	<p>イ 地方税財源の充実強化 (イ)県税収入増加に向けた県内消費等の呼びかけ・働きかけの枠組づくり ・県税収入増加につながる新たな枠組 3件以上導入</p>	<p>・軽油引取税については、関係団体と協議のうえ、軽油の県内での購入を啓発するポスターを制作することで合意が得られた。更に大きな枠組づくりについては、税制度が複雑であるが故に課題が多いが、引き続き研究していく。 ・ゴルフ場利用税、地方消費税・県たばこ税については、アイデア出しまでは行ったが、実現可能性の検討にまでは至っていない。</p>		<p>・軽油引取税については、軽油の県内購入を促す効果的なポスター・チラシを制作し広報に取り組む。並行して、枠組づくりの可否も関係団体との協議を継続していく。 ・ゴルフ場利用税・地方消費税・県たばこ税については、令和2年度に考えたアイデアについて、その実現可能性を検証し、関係所属や関係団体等との協議を開始:3件</p>	2
			<p>イ 地方税財源の充実強化 (ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 地方税財源の確保と充実強化に向け、引き続き、国に対して提案や要請を行う。 &lt;主な項目&gt; ・地方交付税総額の確保・充実、本県特有の財政需要を反映した交付税の算定 ・公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実 ・地方分権の実現に向けた税制抜本改革の推進等</p>	<p>イ 地方税財源の充実強化 (ウ)地方税財源の確保と充実強化に向けた提案・要請 ・地方税財源の確保と充実強化、本県の財政需要を反映した交付税算定に向けた国への提案・要請事項の実現</p>	<p>(財政課) 引き続き、国への提案・要望活動を実施(春・秋)  令和3年度地方財政計画においては、地方交付税・臨財債の合計で令和2年度に比べて+3.2兆円増加するなど、水準越え経費を除く交付団体ベースでは地方一般財源総額は令和2年度より増加したところ。  (税政課) ・春と秋に実施している政策提案により地方税制度の見直し等について国に要望を行うほか、全国知事会等を通した働きかけを行った。 (課題)新型コロナウイルス感染症の影響により税収の落ち込みが見込まれるため、地方税制に係る諸課題について、引き続き見直し等を求めていく必要がある。</p>		<p>(財政課) 目標(令和4年度)と同じ ※要望等も継続  (税政課) ・春と秋に実施している政策提案により地方税制度の見直し等について国に要望を行うほか、全国知事会等を通した働きかけを行う。</p>	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 ウ 受益者負 担の適正化	(ア)受益者負担の適正化 行政財産の利用に係る使用料や役務の提供にかかる手数料について、社会経済情勢の変化等を踏まえた必要経費に対する負担のあり方を検討し、定期的に見直しを行う。 使用料や手数料を徴収していないものうち、受益者に負担を求めべきものがないかについても併せて点検し、必要があれば項目の追加等を行う。 新たに生じた役務の提供など、個別の事務が発生した場合には、速やかに反映されるべく、随時条例の改正を行う。 令和元年(2019年)5月頃に改正見込みの消費税および地方消費税の税率引上げに係る「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「標準令」という。)」に係る手数料の見直しを行う。	適切な料金設定の維持	・各定例会議において、新たな手数料の設定など必要な改正を行った。 ・なお、使用料・手数料の定期的な見直しについては、平成31年3月に、経済状況等を踏まえて条例を改正したところであり、今年度の見直しは行っていない。		目標(令和4年度)と同じ	4
		①歳入確保 エ 県有資産 の売却・利活 用	県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。  (ア)県有資産の売却 未利用資産については、不用資産の圧縮、スリム化の観点から、必要な条件整備を着実に進め、売却を促進する。	(ア)県有資産の売却 ・財産売払い収入として見込む24件、3,040百万円の 確実な売却	土地の売却に向けて事前準備 手続(境界確定、諸調査、入札 準備)を鋭意進め、予定案件の8 件についてすべて入札手続を 行ったが、売却は3件にとどま ったものの、金額ベースではR2の 目標金額に近い結果であった。 入札不落があることや、訴訟等 のやむを得ない事情により今後 の遅れが見込まれるものはある が、引き続き、チェックリストや進 捗管理表も活用しながら、次年 度以降の売却予定物件も含め て、可能なものは計画的に準備 手続を進め、早期の売却に努め る。	3件、417百万円	訴訟等の事情により当初計画より 遅れが生じているものを除いた4 件、202百万円の確実な売却	3
		①歳入確保 エ 県有資産 の売却・利活 用	県有財産活用検討会議において未利用資産の処分方針等を決定するとともに、「(仮称)県有資産活用のひろば」を活用し、民間の意見を取り入れながら、県有資産の売却・利活用に向けた取組を進める。  (イ)県有資産の利活用 利用ニーズが低く、売却が困難になってきている資産の貸付けを検討するほか、その他の資産についても、未利用空間等を含めて配置の最適化を図るとともに、自動販売機の設置拡大や太陽光発電等の設置貸付け、駐車場の有料化、ネーミングライツの売却、壁面等を活用した広告の募集など、資産の有効活用を促進する。	(イ)県有資産の利活用 ・資産の新規活用件数 8件(4年間)	・県有資産活用のひろばを6回 開催(武蔵野県有地、日の出公 舎、リゲインハウス整備用地、旧長 浜北高校跡地、竜王工業団地北 側未利用地、旧近江学園用地) ・新たにネーミングライツで3件を 新規活用した。 (航行規制水域表示ブイ、伊吹 運動場、彦根総合運動場野球 場)	ネーミングライツ 3 件 (累計9件)	・引き続き、「滋賀県庁 県有資産 活用のひろば」を運営し、県有資産 の利活用の検討の促進を図る。 ・さらに自動販売機の設置やネーミ ングライツ等の新規活用を進める。	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	①歳入確保 才 自主財源 拡充に向けた歳入確保 の積極的な 推進	(ア)寄附等の促進 県内外に事業や施策等を積極的に発信し、寄附や協賛等を促進する。	(ア)寄附等の促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 98百万円 ⇒ 137百万円	(行政経営推進課) 滋賀応援寄附のほか、国スポ・障スポ、琵琶湖博物館における寄附獲得に取り組んだ。  (企画調整課) 滋賀応援寄附としてのPRに加えて、各担当課での広報を実施した。	(行政経営推進課) 467,041千円(見込額)  (企画調整課) 416,854,751円(R2寄附額)	(行政経営推進課) 令和3年度収入見込額 136,039千円  (企画調整課) 目標(令和4年度)と同じ	5
			(イ)ネーミングライツの活用促進 事業者や現場がより利用しやすい仕組みづくりを進めるとともに、施設(施設の一部を含む)や事業、イベントなどの対象案件拡大・魅力向上に取り組み、活用を促進する。	(イ)ネーミングライツの活用促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 7百万円 ⇒ 55百万円	滋賀アリーナと彦根総合運動場野球場に関してパートナーを決定した。 また、他の施設においても成約に向け協議を継続。	13百万円(見込額)	令和3年度収入見込額 54,760千円	2
			(ウ)宝くじ販売の促進 県庁内外における宝くじの臨時販売の継続、宝くじの景品利用の促進、ATM、インターネット販売等の普及啓発、コンビニ等の販売チャンネルの拡大推進、広報活動の充実強化を図る。	(ウ)宝くじ販売の促進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 2,907百万円 ⇒ 3,400百万円	年度末に向けて琵琶湖博物館のリニューアルオープンの図柄を採用した近畿宝くじの販売を行うとともに、インターネット販売の拡大等も推進したが、年度の前半に販売所の休止が行われたことなどにより、宝くじの本県収益金は、対前年度+44百万円(+38.9%)となっている。	3,064百万円	目標(令和4年度)と同じ	2
			(エ)広告の活用推進 既に導入しているものについて引き続き実施していくとともに、対象とする媒体について様々な角度から検討のうえ、活用を促進する。	(エ)広告の活用推進 平成30年度(2018年度) 収入見込額 29百万円 ⇒ 30百万円	紹介ツールの充実、発信等に取り組んだ。	20百万円(見込額)	令和3年度収入見込額 29,777千円	3
			(オ)自動販売機の設置 利用者のニーズを踏まえ、原則公募による設置を進め、設置拡大を図るとともに、省エネや創エネにつながる自動販売機の導入についても検討する。	(オ)自動販売機の設置 平成30年度(2018年度) 収入見込額 74百万円 ⇒ 78百万円	継続した取組を実施した。	72百万円(見込額)	令和3年度収入見込額 77,683千円	3
			(カ)その他 引き続きリサイクル資源の売却を継続するとともに、他会計からの繰り入れによる収入など、常に財源確保を意識し、あらゆる可能性を検討し、取り組む。	(カ)その他 平成30年度(2018年度) 収入見込額 265百万円 ⇒ 352百万円	リサイクル資源売却や特別会計からの繰り入れについて取り組んだ。	1,134百万円(見込額)	令和3年度収入見込額 351,676千円	5

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(2)財源不足 への対応	②歳出見直 し	<p>ア 政策的経費 約32億円 事業開始時からの状況変化、目的の達成、課題の消滅等により、事業継続の必要性が低下している場合は廃止するとともに、事業の効果や人的負担も含めた費用対効果が低下している場合は、経済性・効率性向上の観点から手法の見直しを行う。 なお、将来の歳出抑制につながる予防的経費や歳入確保に資する経費については、中長期的な観点から事業効果を捉え、その効果が損なわれることが無いよう留意する。 また、決算等で多額の不用が生じている事業は、積算や事業量等を精査し、不用額の縮減を図る。</p> <p>イ 公共事業費 補助公共事業については、喫緊の課題である災害に強い社会基盤づくりに向けて国の「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応した取組を国費や地方財政措置を最大限活用しながら、積極的に推進する。 単独公共事業については、近年頻発している台風等の災害の予防や、施設の老朽化等の課題に対応するため、事業の効率化や投資効果の早期発現に留意しながら必要な事業費を確保し、着実な推進を図る。</p> <p>ウ 内部事務費、施設管理その他事務事業費等の見直し 約20億円 行政を維持する上で根幹となる経費であることに留意しつつ、業務の見直し等を通じて一層の効率化、合理化を図るとともに、外部委託による場合は、より競争性が高まるよう必要な検討を行い、経費の縮減につなげる。</p> <p>エ 公営企業に対する繰出金 約3億円 公営企業において、収入確保や業務の効率化、組織のスリム化など一層の経営努力を行い、一般会計からの繰出金の縮減を図る。</p>	各年度における財政収支の均衡 持続的・安定的な県政運営 ・財源調整的な基金残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 297億円 → 毎年度160億円程度を維持 ・臨時財政対策債を除く県債残高 平成30年度(2018年度)末(見込) 6,256億円 → 6,700億円程度	<p>・財源調整的な基金残高については、目標額以上の残高を確保することができたものの、今後、新型コロナウイルス感染症の影響など、企業業績の更なる下振れリスクも懸念されることから、引き続き、その動向を注視する必要がある。</p> <p>・臨時財政対策債を除く県債残高については、概ね見込額どおり推移しているものの、今後の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に呼応した取組の推進などにより、県債残高が増加する見込みであり留意が必要である。</p>	<p>・財源調整的な基金残高 339億円(見込) ・臨時財政対策債を除く県債残高 6,581億円(見込)</p>	目標(令和4年度)と同じ	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 ア モーター ボート競走事 業	(ア)売上の向上 グレードレースの誘致や、年々売上が拡大している電話投票を中心に、更なる売上向上を目指す施策を実施する。	令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)ま での4年間で、12億円の一般会計繰出金を確保	・令和2年度にPG1ヤングダー ビーを開催した。 ・YouTubeにおいてレースの予想 ライブ配信を実施することによ り、電話投票売上を伸ばした。	10億円の一般会計 繰出金を確保	6億円の一般会計繰出金を確保	5
			(イ)本場の来場促進 多数の来場者数が見込めるグレードレースの誘致や、観光事業者 と連携したツアー客の誘致に努めるとともに、若者や女性・ファミリー 向けの施策として、イベントの実施やSNSを活用した情報発信を更 に充実させる。 また新たに、キッズルームの改修やトイレのリニューアル等、快適な 施設づくりに取り組む。		・コロナ禍において、ツアーやイ ベントはほとんど実施できなかつ た。 ・コロナ禍で安心して過ごしてい ただけるように、座席の間引きや 間仕切りの設置等を実施した。			
(ウ)効率的な開催運営 本場来場者数に見合った効率的な開催運営を実施するとともに、 外向発売所の整備によりコンパクトな発売体制が可能となったことか ら、場外発売日数およびナイター発売日数をさらに拡大し、受託事業 収益の増加を図る。	コロナ禍で場外発売日数は減少 したものの、ナイター日数を増加 させることができた。							
(エ)内部留保資金の確保 計画的な設備更新や収益拡大策により、内部留保資金の確保に 努め、今後の老朽化設備更新に備えるとともに、起債の早期償還も 目指す。	・起債の早期償還のために減債 積立金を14億円積み立てた。 ・令和4年5月に起債を全額返済 できる目処がついた。							
(オ)次期中期経営計画の策定 令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの次期中期 経営計画を、令和元年度(2019年度)に策定する。	令和元年度に中期経営計画(R2 ～R6)を策定済み。							
①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 イ 工業用水 道事業および 水道用水 供給事業	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 経営環境の変化や諸課題を踏まえ、今後も安全で安心な水を安定し て供給するため、令和2年度(2020年度)に終期を迎える滋賀県企業 庁水道ビジョンおよび経営計画の改定を行う。	(ア)企業庁水道ビジョンおよび経営計画の改定 ・企業庁水道ビジョンおよび経営計画 令和2年度 (2020年度)末改定	・3月10日 常任委員会報告 ・3月19日 公表(HP掲載)	同左	策定した「滋賀県企業庁経営戦略」 に基づき事業を展開	4		
							(イ)水道施設の耐震化等の推進 浄水場の耐震対策は、特に液状化により甚大な被害が想定される 吉川浄水場から、順次、対策を進める。また、管路については、耐震 管を用いて更新を行う。	(イ)水道施設の耐震化等の推進 ・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度(2019年 度)着手、令和4年度(2022年度)完了 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 平成30年度(2018年 度)末 35.1% → 40.2% 工水(管路総延長 114km) 平成30年度(2018年 度)末 13.2% → 16.1% ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和2年度(2020年度)末 37.8% 工水(管路総延長 114km) 令和2年度(2020年度)末 14.2% ・浄水場耐震対策 吉川浄水場耐震対策工事 令和元年度(2019年度)着手 令和4年度(2022年度)完了 ・管路耐震化率 用水(管路総延長 207km) 令和3年度(2021年度)末 39.0% 工水(管路総延長 114km) 令和3年度(2021年度)末 15.8%

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 ウ 流域下水 道事業	(ア)組織のあり方検討 法の全部適用について、下記の視点で検討を深掘りしていくための 論点や材料を整理する。 ・組織の独立性の確保による効率化 ・水道部門との統合効果	(ア)組織のあり方検討 ・令和6年度(2024年度)を目途に一定の結論を得る ための論点整理	全国の流域下水道事業の法適 用状況を調査した結果、5都府 県が全部適用である。	全部適用である都府県の動向等を 確認する。		2
			(イ)広域化・共同化計画の策定 県・市町等による広域化・共同化計画の検討を目的に、「滋賀県汚 水処理事業広域化・共同化研究会」を設置し、検討を進める。導入 が想定される広域化・共同化施策を整理する。 導入が想定される広域化・共同化施策ごとに、県・市町等による連携 ブロックを取りまとめ、更に連携ブロックごとに検討を行い、計画書と して取りまとめる。	(イ)広域化・共同化計画の策定 ・管内の市町等と連携して令和4年度(2022年度)まで に広域化・共同化計画を策定	それまでの議論を経て選定した テーマごとに分科会を開催し、同 会における提案や意見等を踏ま えて計画案のたたき台として取り まとめた。			広域化・共同化研究会(作業部会・ 幹事会)を開催し、令和3年度中に 「広域化・共同化計画(案)」のとりま とめを行う。
		①公営企業 の経営基盤 の強化、自主 性拡大 工 病院事業	(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 公立病院運営を取り巻く環境は大きく変化しており、その中で、県立 病院として安全で質の高い医療を提供するとともに、政策医療としての 専門性の高い医療や不採算医療を担い、各二次保健医療圏の病 院等で対応困難な症例にも対応できるよう、三次保健医療圏を対象 とした拠点病院としての役割を着実に果たす必要がある。特に、安 定した経営基盤を確立するために、以下の取組を行う。 a 経営状況の分析 現在の厳しい経営状況を改善するため、病院経営の専門家による 現状分析、課題抽出、助言を得て、経営改善に向けた取組につなげ る。 b 収益の確保 各病院の機能の明確化と連携の強化を図るとともに、新たな診療報 酬の取得に向けて取り組む。 c 費用の適正化 人件費の抑制や薬品、診療材料の購入費用の抑制と使用効率の改 善に取り組むほか、委託業務の見直しや施設の適切な管理運営に よる費用の抑制に努める。 d 目標の進行管理 中期計画の進行管理については、PDCAサイクルによる目標管理を 実施し、病院ごとに各年度2回の自己評価を行うとともに、経営改革 の達成度を専門的な見地および県民の視点から評価を行う機関とし て、外部委員で構成する「滋賀県立病院経営協議会」を設置し、同 協議会による外部評価を実施する。	(ア)第四次中期計画に基づく取組の推進 ・中期計画における収支目標の達成 病院事業庁全体の経常収支比率： 令和元年度(2019年度)100.1%、令和2年度(2020年 度)100.3%	・第四次県立病院中期計画の収 支計画においては、令和2年度 の経常損益の計画値は74百万 円の赤字であるのに対して、 1,179百万円の赤字となる見込 みである。(2月補正時点) ・新型コロナウイルス感染症の 影響による患者の減や通常診療 体制の縮小等のため、大幅な収 益の減となった。今後、更なる診 療報酬加算の取得や医師、看護 師等医療スタッフの増員、救急 受入体制の充実等を行い収益 や患者数の増を図る。 ・落ち込んだ患者数は回復傾向 にあるものの、全国的に小児科 の患者数の回復が遅れており、 小児保健医療センターも同様の 状況であるが、入院診療につい ては、高度な手術治療を引き続 き推進するとともに、リハビリ入 院の促進や検査入院プログラ ムの導入により病床利用率の改善 を図り、外来診療については発 達障害やアレルギー外来等の 診療体制を拡充し患者の確保に 努めるなど、収支の均衡を目指 し取り組む。	経常収支比率： 95.3%(2月補正時 点)	経常収支比率：99.3%	3
	(イ)県立病院のあり方検討および第五次中期計画の策定・取組の 推進 総合病院と小児保健医療センターの令和6年(2024年)1月の統合に 向けた準備を進めることと並行して、国の医療制度等の動向や他の 自治体における地方独立行政法人化の状況を見据え、県内医療機 関や関係団体、庁内各部署とも協議しながら、県立病院に求められる 役割を整理・検討する。その結果は、令和2年度(2020年度)に策 定する次期の県立病院中期計画に反映するとともに、計画に基づく 取組を推進する。	(イ)県立病院のあり方検討および第五次中期計画の 策定・取組の推進 ・令和2年度(2020年度)末までに第五次県立病院中 期計画を策定し、同計画を推進	・新型コロナウイルス感染症の 影響により国の公立病院改革ガ イドラインの改定が延期となっ たため、第四次中期計画を1年延 期し、次期中期計画の策定を令 和3年度に行うこととした。 ・新型コロナウイルス感染症対 応の経験も踏まえ、今後、県立 病院が担うべき病院機能の検討 を行うこととしており、その結果 も踏まえて収支見通しを作成し、 次期中期計画に盛り込む。		県立病院のあり方検討および第五 次中期計画の策定・取組の推進 ・令和3年度(2021年度)末までに 第五次県立病院中期計画を策定 し、同計画を推進  ・第四次中期計画の実施状況の点 検・評価を実施	3		

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(3)特別会計 等	②出資法人 の経営改善、 自立性拡大 の推進	<p>(ア)法人ごとの計画に基づく進捗管理 各出資法人へ適切に関与を行うにあたり、出資法人との間で、法人ごとの計画を定め、進捗管理を行う。 出資法人のうち、滋賀県土地開発公社および(公財)滋賀県希望が丘文化公園については、幅広くあり方の検討に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。 また、(公財)滋賀県環境事業公社、(一社)滋賀県造林公社、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場については、県が債務保証・損失補償、長期貸付けまたは短期貸付けを行う出資法人であることから、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。 なお、(公財)滋賀食肉公社および(株)滋賀食肉市場は、総務省通知(平成30年(2018年)2月20日付「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」)を踏まえて策定する経営健全化方針に基づく取組を行う。</p>	<p>・県以外の者からの収入の拡大 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)より拡大</p> <p>・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)より縮小</p>	<p>出資法人ごとの計画に基づく取組の進捗管理について、別途実施している出資法人の経営評価において、一体的に把握、評価した。</p>	/	<p>引き続き、法人ごとの計画に基づく取組の進捗管理を行うとともに、必要な関与を行う。</p>	3
			<p>(イ)経営評価の実施および公表 出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。</p>	<p>各出資法人について出資法人自身および県による経営評価の実施により、法人の経営状況や課題を明らかにし、経営改善につなげるとともに、透明性の向上を図るため評価結果を公表した。</p>	<p>・県以外の者からの収入の拡大 H30決算 → R1決算 ▲5.845百万円(土地開発公社分 ▲6.501百万円)</p> <p>・県の財政的リスクの縮小 H30年度決算 → R1決算 ▲235百万円</p>		<p>・経営評価を実施し、公表する ・県以外の者からの収入の拡大 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)より拡大 ・県の財政的リスク(損失補償・債務保証、長期・短期貸付け)の縮小 法人全体として令和4年度(2022年度)において平成30年度(2018年度)より縮小</p>	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座3「財 源」	(4)「未来へと 幸せが続く 滋賀」構築 に向けた行 政需要と新 たな財源		(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し 令和3年度(2021年度)を始期とする次期「琵琶湖森林づくり基本計 画」の策定と並行して、平成30年(2018年)に制定された森林経営管 理法を踏まえ創設される森林環境税(令和6年(2024年)導入)や森 林環境譲与税(令和元年(2019年)導入)との整合性に留意し、県と 市町との役割分担、連携協力の状況も踏まえ、公益的機能が高度 に発揮される森林づくりの財源としてのあり方を検討し、適切な制度 として運用する。	(ア)「琵琶湖森林づくり県民税」の見直し ・「琵琶湖森林づくり県民税」制度を見直し、令和2年 度(2020年度)を目途に条例改正	・滋賀県税制審議会から、令和2 年7月3日に琵琶湖森林づくり県 民税のあり方について答申をも らい、令和2年11月定例会議に おいて条例改正済み。		目標達成済み	4
			(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討 琵琶湖の利用と負担にかかる過去の検討の再整理や、負担の類型 化および課題整理を進めた上で、琵琶湖の維持管理経費とその原 因者や受益者との関係、利用に対する負担の妥当性等について整 理し、実現可能性のあるものについて負担の導入・制度化の検討を 進める。	(イ)「琵琶湖の活用に伴う適切な負担のあり方」検討 ・琵琶湖の活用と負担について一定整理し、実現可 能なものから取組を開始	実現の可能性がある想定され る取組案の具体化・制度化に向 けて、庁内関係所属による検討 会議において議論・検討を進め た。 その中で、滋賀応援寄附制度に ついて、より寄附していただきや すくなる仕掛けを検討し、実現に 向けて取り組んだ。		目標(令和4年度)と同じ	4
			(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に向けた検討 平成30年(2018年)に実施した地域の移動需要や公共交通に対する 意識に関する調査の試行を踏まえ、バス交通について、滋賀県にお ける地域公共交通の社会的便益や投資、費用負担や補助制度のあ り方等について研究、議論を進める。	(ウ)「地域特性を踏まえた公共交通の維持確保」に 向けた検討 ・地域公共交通を支えるために必要な投資や費用負 担のあり方等について取りまとめ	・コロナ禍での健康維持を目的と した外出需要を見据え、「歩き」 と公共交通機関利用にかかる実 証実験を実施し、支払意思を把 握(R2年10月16日～12月6日)  ・予約制乗合ワゴン「チョイソコ りゅうおう」の無償実証運行を実 施し、新たな移動手段に対する 支払意思を把握(R2年10月1日 ～R3年3月31日)  ・各市町のデマンド交通の実態 を把握するとともに、バス補助制 度等の課題検討ワーキングを実 施(R2年12月)	・交通サービスに対 する支払意思を2地 域で把握	・地域の多様な移動手段により交 通ネットワークを維持確保するた め、地域の輸送資源の実態を把握  ・交通ネットワークの維持確保と費 用負担の具体化に向けて、バス補 助制度の見直しの考え方を整理  ・R4年度からの「チョイソコりゅう おう」の本格運行への移行、竜王町に おける地域の移動手段と費用負担 のスキームの具体化	3
			(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 「滋賀県税制審議会」を設置し、本県の様々な政策目標や社会経済 情勢の変遷により変化していく行政需要を踏まえ、受益と負担の適 正化を図るため、課税自主権の活用や現行税制のあり方について、 専門的な見地から検討・調査・審議を行う。	(エ)「滋賀県税制審議会」の設置・運営 ・「滋賀県税制審議会」を設置し、年1件以上の案件 について諮問	・「滋賀にふさわしい税制のあり 方」について、令和2年7月17日 に諮問を行った。 ・当該諮問については、令和3年 4月に答申をいただく予定。	滋賀県税制審議会 への諮問:1件	「地域公共交通を支えるための税 制」および「コロナ後を見据えた戦 略的な税制」について諮問を行う。	4

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座4「情 報」	(1)収集	①県民とのきめ細かな対話の実践、県民の声の施策への一層の反映	(ア)県民政策コメント制度の見直し 他自治体での取組事例等を調査し、広聴事業全体の中での効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、必要な見直しを行う。	(ア)県民政策コメント制度の見直し ・活性化に向けた制度見直し ・令和元年度(2019年度)末まで ・1案件当たりの意見提出件数 平均64件以上(過去5年平均 32件)	広聴事業全体の中での効果的な活用も図りながら、より多くの県民の声が提出されるよう、制度の趣旨を踏まえた活性化に向けて、運用における留意事項を庁内周知した。(令和2年4月)	・1案件当たりの意見提出件数 R2 平均39.8件	・1案件当たりの意見提出件数 平均64件以上(過去5年平均 32件)	3
		②情報収集・活用の研究	(ア)日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 モバイル機器やドローン等の県庁内での活用状況等を踏まえるとともに、他自治体等での事例を調査し、情報をデジタルデータ化して、分析・加工・共有し、行政経営に生かすための方法・仕組みについて研究を始める。	(ア)日常業務で得た情報を行政経営に生かすための方法・仕組みの研究 ・令和2年度(2020年度)を目途に研究結果を一定取りまとめ	他県の事例等を踏まえ、研究結果のとりまとめを行った。		研究結果等をもとに、庁内関係課と実現可能かどうか検討を行う。	3
	(2)活用	①客観的な証拠に基づく政策立案(EBPM)の推進	(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築 将来人口の推計結果を政策に活用するなどデータに基づくモデル的な研究を進めるとともに、県内自治体の政策にEBPMを定着させるための研究チームを立ち上げ、EBPMによる施策構築のための新たな仕組づくりに向けた検討を行う。	(ア)データに基づく施策検討の仕組づくりの検討・構築 ・令和3年度(2021年度)までに県の政策立案プロセスへの反映方法を検討し、具体的な仕組を構築	(企画調整課) ・EBPM研究チームを開催し、EBPMに関連する事業について各課と情報共有し、施策への反映方法について意見交換した。チーム会議1回開催。  本県の政策立案プロセスへの具体的な反映方法について検討が必要。  (統計課分) ・「滋賀県における観光客の周遊分析等について」をテーマに分析・研究を行った。	(統計課) ・EBPMモデル研究事業の実施 1件	(企画調整課) 本県の施策検討のための仕組みの構築。  (統計課) 該当事業は令和2年度で終了するため、次年度の目標はなし。	4
			(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 統計に関する知識、データ分析手法等のレベルアップを目的に、県・市町職員を対象にした研修を充実する。	(イ)県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 ・統計研修の年間受講者数 150人以上(過去5年の平均94.4人)	県・市町職員を対象に、統計課職員による統計の基礎に係る研修等を8・9・11月(計100人)に、滋賀大学データサイエンス学部教員による統計分析等に係る研修を9・10月(計43人)に開催した。	統計研修の年間受講者数 R2 143人	統計研修の年間受講者 R3 136人	3
	(3)公開	①オープンデータ化の徹底と民間活用の推進	(ア)オープンデータ化の推進 県ホームページ等で公開済みの情報のほか、県民・企業等へのニーズ調査に基づく情報や国選定の推奨データセット等に基づく情報のオープンデータ化と、データの二次利用が容易な形式への変換を促進する。	オープンデータ化された情報数 152種 → 300種	・新たに「オープンデータ化の推進に関する指針」を定めた	オープンデータ化された情報数 267種	「オープンデータ化の推進に関する指針」に基づき、県保有データの公開を促進するとともに、オープンデータ作成手順書を整備し、公開データの利便性の向上を図る。	3
			(イ)オープンデータ活用の促進 産学官連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」における各種セミナーやデータ利活用コンテスト等の取組を通じて利活用を促進する。		・3月2日に「滋賀データ活用LAB研究フォーラム」を開催し、観光・交通をテーマにしたデータ利活用の研究結果について、県内3大学から報告 ・同フォーラムにおいて、データの利活用に関するパネルディスカッションを実施	・データ利活用提案3件 ・滋賀データアイデアチャレンジ応募件数14件	「健康」をテーマにデータ利活用の研究を行い、下半期に報告会を行う。また、データ利活用にかかるセミナーを開催し、利活用の裾野を広げていく。	

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
視座4「情 報」	(3)公開	②条例に基 づく現用公文 書の適正な 管理および 特定歴史公 文書等の適 切な保存、利 用等の推進	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 各実施機関における適正文書管理の統一的な実施のためのガイドライン等を作成し、当該ガイドライン等に基づき、各職員が適正文書管理を行うことができるよう、階層別の研修の実施や公文書管理に関する調整会議等の開催を通じて、その内容を周知徹底する。また、現用公文書の管理体制の整備やコンプライアンスに関する職員のセルフチェックの中で現用公文書の適切な管理を確保するとともに、毎年度、現用公文書の管理状況を取りまとめ、県民に公表する。	(ア)現用公文書の適正な管理の徹底 ・研修時のアンケートにおいて文書管理が「常にできている(100%)」または「ほぼ、できている(80%以上)」と回答した職員の割合 100%	新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ集合研修の実施を取りやめたため、研修アンケートは実施できなかった。 ただし、集合研修の実施に代えて、全職員を対象とするパワーポイント等によるわかりやすい説明資料を作成・配布することにより、公文書の適切な作成等についてより多くの職員に周知を図ることができた。 また、別途、所属長向けおよび文書取扱主任者向けの説明資料も作成・配布し、周知の徹底を図った。	公文書館の年間利用者数 1,673人	公文書管理に関する説明資料配布時のアンケートにおいて、滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく公文書の作成に係るルールを「理解している」または「ほぼ理解している」と回答した文書取扱主任者の割合 100%	3
			(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 特定歴史公文書等の利用に関する運用ルールを策定するとともに、県立公文書館において、特定歴史公文書等の展示、インターネットの利用による提供を行うほか、教育機関、図書館等との連携による特定歴史公文書等の利用の促進に関する事業を実施する。	(イ)特定歴史公文書等の適切な保存、利用等 ・県立公文書館の年間利用者数 3,000人	公文書館の開館に伴い新たに歴史公文書管理システムを導入し、ネット上での資料検索や利用請求、デジタルアーカイブの閲覧を可能にするなど、ネットでの利便性を向上させた。 年間利用者数は、コロナ禍の影響による減少はあったが、感染症対策などのタイムリーなトピックに基づく企画展を年4回開催するとともに積極的に広報を行うことにより昨年度より増加した。		公文書館の年間利用者数 2,000人	3

視座	内容	取組項目	具体的な取組内容	目標（令和4年度）	令和2年度 取組状況・課題	令和2年度 数値結果	次年度の目標	R4目標に 対する進 捗状況
行政経営方針の着実かつ迅速な推進を図るために	(1)職員の理解と行動	-	(ア)職員に対する周知と職員意見等の把握 職員に対して、行政経営方針2019および同実施計画の概要版を配布するとともに、令和元年度(2019年度)に地方機関を含む全庁を対象に意見交換会等を開催し、同方針等の積極的な周知を図る。加えて、職員アンケート等を実施し、職員の意見等の把握に努める。		・職員の意見を特に踏まえる必要のある健康経営の実践状況について、職員アンケートの実施により、職員の意見等の把握を行った。		引き続き職員アンケートの実施等により、職員の意見等の把握を行う。	
			(イ)職員と知事が思いを共有する場の設置 職員一人ひとりがやりがいをもって楽しく働ける環境づくりに向け、職員が知事に現場の思いを直接伝えるとともに、知事が職員に自らの思いや考えを伝え、共有する場として「知事と話そう！職員座談会」を定期的で開催する。		新型コロナウイルス感染症拡大へのひっ迫した対応が必要な時期を除き、概ね1カ月に1回のペースで職員座談会を開催し、知事と職員の思いを共有する場を設けることができた。	職員座談会 6回開催	引き続き、概ね1カ月に1回のペースで職員座談会を開催する。	
			(ウ)健康経営にかかる取組の人事評価への反映 健康経営の理念を共有し、その実践に向けて自律的に取り組む組織となるよう、健康経営にかかる取組を人事評価の業績評価項目として設定する。		健康経営に係る取組を人事評価の業績評価項目として引き続き設定した。		引き続き業績評価項目として設定する。	
	(3)進行管理	-	(ア)目標の達成状況の把握等 それぞれの推進担当課等において、取組内容に応じて適切な期間ごとに、目標の達成状況を把握するとともに、Study(振り返り、課題等の検証、対策等の検討)を実施し、その結果を次年度等の取組に反映させる。目標の達成状況やStudyの結果については、年2回程度、全取組項目の取りまとめを行う。		目標の達成状況把握のため、関係所属へ年2回の進行管理を実施した。 1回目：令和2年8月～9月 2回目：令和3年2月～3月		目標の達成状況把握のため、関係所属へ年2回の進行管理を実施する。	
			(イ)行政経営改革委員会における評価等 主要な取組項目について、行政経営改革委員会に達成状況等を報告し、目標の達成状況等について、評価を行うとともに、必要に応じ、同委員会から実効ある取組に向けた意見等をいただく。		進行管理した令和元年度期末の内容については、令和2年7月に開催した第7回滋賀県行政経営改革委員会、令和2年度中間の内容については、令和2年12月に開催した第1回滋賀県行政経営改革委員会にて報告した。		進行管理した内容を滋賀県行政経営改革委員会において報告する。	
			(ウ)分かりやすい情報発信 目標の達成状況等については、県ホームページ等を通じて、県民に分かりやすく情報発信するとともに、特に主要な取組項目については、行政経営改革委員会からの意見も付して情報発信する。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載した。		行政経営改革委員会での報告・審議内容を県HPに掲載する。	